

原子力発電所の安全確保に係る情報連絡の運用について

愛 知 県
関 西 電 力 株 式 会 社

「原子力発電所の安全確保に係る情報連絡について」（以下、「確認書」という。）の運用が円滑に行われるよう、確認書の解釈および連絡の要領等について、以下のとおり取り決める。

1. 確認書の解釈

(1) 確認書の「速やかに連絡」する事項は、次のとおりとする。

ア. 非常事態が発生したとき。

なお、「非常事態」とは、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する事象が発生したときや第15条第1項各号のいずれかに該当するときをいうものとする。

イ. 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

なお、「発電所の周辺環境に異常が発生したとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

(ア) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。

(イ) 周辺監視区域外の空気中または水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。

ウ. 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。

なお、「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときをいうものとし、「工学的安全施設」とは、表1のとおりとする。

エ. その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

なお、「上記各号に準ずる異常が生じたとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

(ア) 火災が発生したとき

なお、「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときをいうものとする。

(イ) 愛知県内において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(ウ) 放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。

(エ) 発電施設に異常が生じ、計画外に発電を停止したとき。

なお、「計画外に発電を停止したとき」とは、他の原子炉の事故等に起因して機器の点検のため停止したとき以外のときとする。

2. 通報連絡要領

(1) 異常時における連絡

ア. 異常が発生した場合は、速やかに連絡することとする。

イ. 異常が終結する場合は、速やかに連絡することとする。

ウ. 異常が長期間にわたる場合は、必要に応じ、状況を連絡することとする。

(2) 連絡方法

ア. 異常が発生した場合は、電話にて原則として口頭連絡する。なお、FAXまたは電子メールによる連絡ができるものとする。

イ. 異常が発生した場合および終結する場合の連絡は、報道発表資料をもって、これに代えることができるものとする。

(3) 連絡体制

異常時における連絡体制は、表2により行う。

なお、連絡体制に変更があった場合、速やかに連絡することとする。

3. 情報交換

平常時の情報交換は、愛知県防災局災害対策課、東海支社総務・広報グループを窓口で開催し、相互で情報共有する。情報交換の内容は、原子力発電所に関するものとし、双方が必要とする時に開催する。

この取り決めの証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

以 上

平成24年 3月26日

愛 知 県 防災局長 中 野 秀 秋

関西電力株式会社 東海支社長 三 浦 良 隆